

令和8年度 年末たすけあい募金 事業助成

申請のてびき

【申請受付期間】

令和8年10月2日（金）
～令和8年10月16日（金）

<窓口申請となります>



◇◆年末たすけあい募金事業助成とは◆◇

年末たすけあい募金（共同募金）の配分金によって、ボランティア団体、障害当事者団体及び家族会、地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体が、地域交流や、団体活動の啓発及び周知を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的としています。



都筑区社協キャラクター
ゆいピー

1. 助成対象団体

- (1) ボランティア団体
- (2) 障害当事者団体及び家族会
- (3) 地域福祉推進のために事業を行う福祉活動団体

* 法人は、認定・特定非営利活動法人、もしくは、一般・公益社団法人を対象とします。

医療法人・社会福祉法人等は、助成対象とはなりません。

* 地区社協は、地区社協助成金制度があるため、助成対象とはなりません。

2. 助成対象事業

区内の地域福祉団体が実施する次の(1)～(5)の全ての項目に該当する事業に対して助成を行います。

申請は、1団体1事業です。

- (1) 営利を目的としない事業であること
- (2) 地域福祉推進のための事業であること
- (3) 対象事業に参加する実人数（サービス利用者や障害者、担い手やボランティア）が5名以上の事業であること。

* 施設・団体については給与等を受けている職員は人数から除きます。

- (4) 助成対象団体が 12月～1月末までに行う事業に関わる経費であること
- (5) 地域交流を目的とした事業であること

* 「地域交流を目的とした事業」とは、地域住民へ周知を行い、参加を呼びかけて開催する事業のことを指します。団体のメンバー内のみで行う懇親会等は、助成対象外となります。

【令和8年度からの変更点】

物品購入費とは、令和8年12月から令和9年1月末までの期間内に使用し、消耗するものに限ります。団体の資産（備品）として期間終了後も継続して使用する備品等は対象外とします。

（例）机、いす等。

【助成対象外の事業】

- ・ 横浜市、都筑区等の補助・委託を受けている事業
- ・ 都筑区社会福祉協議会から、その他の助成金を受けている事業
- ・ 神奈川県共同募金会から直接配分を受けている事業
- ・ 団体の運営費（人件費、事務所維持費等）に充てる事業
- ・ 1団体2つの事業を重複して申請したとみなされる事業

（例）バスツアーと新年会 * 同一事業を複数日で開催する場合は、申請可能です。

3. 助成内容

次の(1)と(2)の条件を充たす金額を申請できます。

(1) 助成上限額：5万円

(2) 総事業費の4分の3の範囲内

（例1）総事業費 75,000 円の助成上限額

$75,000 \text{ 円} \times 0.75(\%) = 56,250 \text{ 円} \Rightarrow 50,000 \text{ 円}$

* 助成上限額の5万円となります。

（例2）総事業費 38,500 円の助成上限額

$38,500 \text{ 円} \times 0.75(\%) = 28,875 \text{ 円} \Rightarrow 28,875 \text{ 円}$

* 令和2年度の制度改定により、1,000 円未満の切捨ては行いません。

*** 申請額の総額が予算額を上回った場合は、減額調整します。**

4. 助成団体の責務

- (1) 助成を受けた団体の申請書や事業報告書等の情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報除きます)
- (2) 事業内容や報告については、都筑区社協広報紙「しゅんらん」やホームページに掲載させていただく場合があります。
- (3) この助成金は、年末たすけあい募金を財源としています。年末たすけあい募金を財源とする助成金を受けていることを、事業に係る周知物(チラシ等)に明示してください。

＜明示の文例＞

「この事業は、年末たすけあい募金を財源とする『年末たすけあい募金事業助成』(都筑区社協)の配分を受けています」

- (4) 提出期限までに、事業報告書等を提出してください。
- (5) 代表者と会計責任者の重複はできません。

5. 助成決定の取消・返還

- (1) 助成条件を満たしていない場合
- (2) 事業を行わなかった場合
- (3) 事業内容が申請内容と大きく異なる場合、また事業の途中から許可なく変更を行った場合
- (4) 虚偽の申請により助成を受けた場合
- (5) 精算報告に係る書類が提出されなかった場合
 - * 精算報告に係る書類は、決定通知送付時に同封します。
- (6) 事業終了後に余剰金が生じた場合

＜返還基準について＞

自主財源が申請基準に達していない場合は、差額の返還を求めます。

ただし、返還金額が1,000円未満の場合は、返還を求めません。

(例) 24,000円の助成を受け、総事業費28,000円の事業を実施した場合

28,000円(総事業費) × 0.75(%) = 21,000円(返還後助成額)

24,000円(助成済額) - 21,000円(返還後助成額) = 3,000円(返還額)

⇒ 3,000円の返還となります。

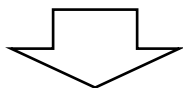


スケジュール（予定）

申請書等の提出

10月2日（金）～10月16日（金）

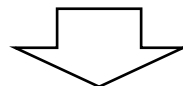
◆申請書類を都筑区社会福祉協議会へ
郵送してください。



審査及び決定

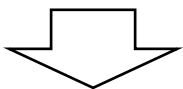
（11月6日（金）予定）

理事会の審議を経て、助成団体及
び助成額を決定します。



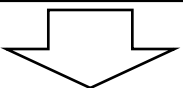
審査結果の通知

（11月中旬）



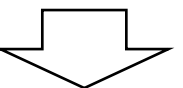
請求書の受付

（12月上旬）



助成金の振込

（12月中旬）



事業報告書等の提出

【締切】令和9年1月22日（金）

<お問合せ>

〒224-0006

横浜市都筑区荏田東4-10-3

横浜市都筑区社会福祉協議会

TEL：045-943-4058 FAX：045-943-1863

E-mail：info@tuzuki-shakyo.jp

◆都筑区社会福祉協議会窓口に直接提出してください。

【提出書類】

①申請書（様式1）②収支予算書（様式2）

③団体共通シート（様式3）

※③団体共通シートは、今年度のふれあい助成金を
申請している団体は、提出不要です。

書類は、本会ホームページからダウンロードできます。

（HP：<https://tuzuki-shakyo.jp>）

◆審査結果の通知と合わせて、精算報告に係る書類と
請求書を送付します。

◆指定の口座へ振込みます。

原則として団体名義の口座をご準備ください。

団体名義の口座がご準備ない場合はご連絡ください。

【提出書類】

①事業報告書（様式4-1）

②収支報告書（様式4-2）

→様式4-1及び4-2は決定通知に同封します。

③実際に事業を実施したことがわかるチラシや写真等
→ご提出いただいた書類は返却いたしません。

※領収書は、科目ごとに分けてノートに貼るなど分かり
やすい管理をお願いいたします。なお、必要に応じて
領収書等の写しをご提出いただく場合があります。

※提出の有無に関わらず、領収書や帳簿は5年間保管
し、求められた際には提示できるようにしてください。